

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、平成7年1月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成6年1月から同年6月までは38万円、同年7月から同年12月までは44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年1月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所に平成6年12月31日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された給与支払明細書及び事業所の回答から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、平成7年10月2日付けで、申立人の資格喪失日を6年1月1日とする処理がさかのぼって行われており、当該処理と合わせて、申立人に係る同年7月1日の随時改定及び同年10月1日の定時決定の取消処理が行われていることが確認できる。これらの記録を前提とすると、申立人が平成6年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は7年1月1日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書の保険料控除額から、平成6年1月から同年6月までは38万円、同年7月から同年12月までは44万円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 1344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成18年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に申立期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が確認できないとの回答であったが、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の保管する給与明細書及びA事業所から提出された賃金台帳から判断すると、申立人は当該事業所に平成18年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び申立人に係るA事業所における平成18年3月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る平成18年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和56年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月31日から同年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

給与の支給明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B事業所(A事業所が名称変更)の人事担当者は、「申立人の保管する給与明細書は当社が作成したものであり、昭和56年1月の厚生年金保険料控除が確認できる。」、「厚生年金保険料の控除が確認できるため、申立人に係る資格喪失日を昭和56年2月1日とすべきところ誤って提出した可能性が高いと考える。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係るA事業所における昭和55年12月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 56 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録について、平成18年12月27日を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立期間に係る賞与の記録が無いが、当時、不当解雇の訴訟を起こし、裁判所から従業員としての地位にあることを認められたので、申立期間の賞与に係る年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の回答により、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所の事業主は、「当時、申立人との間で解雇について係争中であったため、申立期間に係る賞与を支給しなかったが、平成21年7月の裁判所による不当解雇の判決に従い、申立人へ申立期間に係る10万円の賞与を支給し、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除した。社会保険事務所への届出は、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付期限が過ぎていたために行わなかった。」と証言していることから、事業主は、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる賞与額及び保険料控除額に見合う賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月1日から同年8月9日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間当時は同一企業内で転勤した時期であり、A社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、人事記録及び賃金支払明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和45年3月1日にA社本社からA社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録、昭和45年8月9日付けの「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び賃金支払明細書の保険料控除額から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社(A社の後継企業)から提出された「厚生年金資格届遅延理由書」及び「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、事業主は昭和47年8月9日に、さかのぼって45年3月1日付けの厚生年金保険被保険

者資格取得届を遅延理由書を添えて社会保険事務所に提出したが、申立期間については、当該期間の保険料の徴収権が既に時効消滅していたため、資格を取得した日を同年8月9日に訂正して届出を行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月から同年7月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1348 (事案 373 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年11月1日、資格喪失日に係る記録を41年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から41年3月28日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間はA事業所B支店に転勤した期間であるが、B支店のC営業所に継続して勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A事業所B支店に勤務していたことが確認できる雇用保険の記録があるものの、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名が確認できないこと、A事業所に申立人に係る関連資料の保管はなく、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除について確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月27日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人は「申立てに係る事業所の正社員として給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と主張しているところ、複数の同僚が、申立人が申立期間において、A事業所B支店のC営業所に正社員として勤務していたことを証言しており、元上司が、「申立人を含むA事業所B支店のC営業所の男性従業員は全員正社員であった。」、「社会保険に関する手続きはA事業所B支店で行っていた。申立人に係るB支店のC営業

所で勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。」との証言をしている上、申立期間当時の社会保険事務担当者も、「転勤の対象となるのは正社員だけだった。正社員の給与からは、例外なく厚生年金保険料を控除した。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期にA事業所のD管轄の事業所からA事業所B支店のC営業所に転勤した同僚は、A事業所B支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A事業所B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の記憶及び同時期に転勤した同僚の標準報酬月額の記録並びに申立人に係る昭和39年10月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、昭和39年11月から41年2月までの厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

私は、期日の詳細な記憶は無いが、現在住んでいる市に転入してから1年程経過したころに、社会保険事務所（当時）から国民年金の催告に関するはがきを送付されて来て、最初は、保険料の納付をしたくないと思ったが、どうせ納付しなければならないものと考え直し、分割納付書を作成してもらい、未納分を全部納付したはずであるので、未納となっている期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在居住する市に転入してから1年程経過したころに、社会保険事務所から国民年金保険料の催告に関するはがきを送付され、分割納付書を作成してもらい、未納分を全部納付したと述べているところ、申立人が、現在居住する市に転入したのは平成5年10月であり、その1年後では、申立期間は既に時効のため、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、催告を受けた保険料を分割納付書により納付したとの確実な記憶があることから未納は無いと思い申立てを行ったとする一方で、分割納付した保険料が、申立期間に該当するかは分からないとするなど記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、平成5年10月から6年3月までの保険料を、同年12月から7年3月にかけて計3回に分けて過年度納付しており、申立人の記憶に近い時期かつ納付となっていることから、申立人は、これら過年度納付を申立期間の保険料の納付として混同していると考えても不自然ではない。

さらに、申立人が現在居住する市に住民登録する前の平成4年4月から5年9月までの保険料は、申立人の実家が所在する市で納付されたことが確認

できることから、同年同月以前は、申立人の両親が、申立人の保険料納付に関与していたものと思われるが、その両親は、申立人の保険料の納付についてはっきりとした記憶が無いとしており、申立期間の保険料を申立人の両親が納付したと推認できるまでの事情も見当たらない。

加えて、申立人の実家が所在する市及び現在居住する市のいずれの国民年金被保険者名簿でも申立期間は未納期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から7年1月まで

私は、申立期間当時留学していたため、父親が私の国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてくれた。父親は、私の20歳到達当時、海外在住中の国民年金保険料は免除されると聞いたので納付しなかったが、私と同じく当時留学中であった2歳年下の弟の20歳到達時（平成4年*月）ごろ、保険料を納付しないと年金の受給額が減ることを知り、将来のことを考え納付することにした。その際、父親が私の2年分の未納保険料をさかのぼって納付できると市の窓口で説明を受け、まとめて納付した記憶があるので、保険料の納付開始が平成7年2月とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、海外在住中であったが、申立人の父親が申立人の2歳年下の弟（申立人同様、当時海外在住中）の20歳到達時（平成4年*月）ごろに国民年金の加入手続きを行うと同時にそれまでの未納期間の保険料をさかのぼって納付したと述べているところ、i) 申立人及びその弟の国民年金手帳記号番号は、前後の同記号番号の被保険者の記録から、平成7年2月ごろに連番で払い出されたものとみられ、このころ、申立人及びその弟に係る国民年金の任意加入手続きが同時に行われたものと推認できること、ii) 申立人に対して、学生が強制加入となった3年4月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたが、翌月取り消されていることが確認できること（当時、申立人は海外在住のため、制度上、国民年金への加入は任意であり、申立人自身も海外在住中は保険料を納付していなかったとしていることから、3年4月に払い出された国民年金手帳記号番号により任意加入はしなかった

ものとみられる。) 、 iii) 7年2月及び3年4月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、7年2月ごろ行われたとみられる加入手続まで、申立人は国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人及びその弟の国民年金加入手続を行ったとする申立人の父親も、子二人の国民年金の加入手続を行ったことは記憶しているものの、その時期に係る記憶はあいまいである上、申立人の父親が加入手続時に市役所職員の説明を書き取ったとする封筒には「'95. 1」の印字があり、平成7年1月以降に記載したメモであることがうかがえ、上記のとおり同年2月ごろ申立人及びその弟の国民年金加入手続が行われたとみられることにも符合している。

さらに、海外に居住する日本人の国民年金の加入手続については、国内に居住する家族等の協力者が本人に代わって行うこととなるが、制度上、任意加入の申出をした日が資格取得日となることから、平成7年2月とみられる加入手続日より、さかのぼって被保険者資格を取得することはできず、さかのぼって保険料を納付することもできない。

加えて、申立人の父親が申立期間に係る申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 59 年 6 月まで

私は、会社を辞め、今日から自営業を始めるというその日に、父親に国民年金の手続を頼んで加入しており、保険料を払う気が無ければ加入するはずもない。保険料は、昭和 59 年 7 月から口座引落にするまでは、私が母親に渡していた生活費の中から、母親が地区の集金を利用して納付しており、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和 52 年 12 月、父親に国民年金の加入手続を依頼し、申立期間当時、生活費等を母親に手渡していたことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付を母親が行っていたと述べているところ、申立期間の保険料を地区の集金で納付していたはずであるとするのみで、申立人自身には国民年金の加入手続や保険料の納付についての明確な記憶は無く、申立人の申立期間の保険料を納付したとするその母親も既に他界しているため、当時の状況は不明である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 59 年 7 月以降は口座振替により保険料を納付していたと述べているが、オンライン記録上の保険料の収納記録を見ると、同年同月から 60 年 3 月までの保険料が 61 年 10 月 20 日に、60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料が 62 年 7 月 24 日に、それぞれ過年度納付されたことが確認でき、過年度保険料は口座振替により納付することはできないことから、申立人の主張と矛盾する。

さらに、オンライン記録上の収納記録等によると、i) 申立人の昭和 52 年 12 月の国民年金被保険者資格の当初の取得理由は「適用漏れ」とされていたこと、ii) 61 年 4 月及び同年 5 月分の保険料が同年同月 13 日に、同年

6月分が62年2月にそれぞれ納付されている一方で、同年7月からは毎月末に定期的に保険料が収納されていることから判断すると、52年12月の申立人の会社退職時には、申立人に係る国民年金の加入手続は行われておらず、国民年金制度が改正された61年4月ごろ、申立人は国民年金被保険者の適用を受け、この時、申立期間についてさかのぼって被保険者資格を取得したとみられることから、この時まで、申立期間は未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったほか、申立人は、昭和61年度分から保険料の納付を再開し、口座振替については61年7月分の納付から開始するとともに、前述のとおり納付書が発行された時点で時効到達前であった期間（昭和59年7月から61年3月まで）については過年度納付を行ったとみても不自然ではない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 52 年 4 月の結婚後、夫から国民年金に加入するよう勧められ、53 年 1 月ごろ、市役所で国民年金に任意加入し、申立期間の保険料をまとめて納付した。その際、領収書を求めたが、年金手帳に記載があるので領収書は必要無いと言われ、もらえなかった。

申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月の結婚後、国民年金に加入していない期間があったが、申立人の夫から勧められて 53 年 1 月に市役所で国民年金任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているところ、申立人には同年同月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、このころに国民年金加入手続を行ったことが認められるが、申立期間は、その夫が厚生年金保険被保険者であったことから、制度上、申立人の国民年金への加入は任意であり、任意加入の対象となる期間について、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、同年同月の加入手続により取得した被保険者資格により、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできなかった。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は上記昭和 53 年 1 月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、結婚前に住民登録をしていた市で 48 年 3 月に別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、同記号番号に基づく被保険者資格により、47 年 9 月から 51 年 12 月まで保険料を納付し、この期間のうち、厚生年金保険と重複納付となった 49 年 7 月から 51 年 12 月までの保険料について 52 年 3 月ごろ還付の処理がなされた（昭和 49 年 7 月をもって資格喪失）ことが確認できるが、その後、結婚に伴う氏名変更、52 年 5 月の住民票異動に伴う住所変更の記録は無い上、申立人自身も、

上記のとおり、結婚後、53年1月の任意加入までは加入していない期間があったとしていることから、申立人が48年3月に払い出された国民年金手帳記号番号により、被保険者資格を再取得して申立期間の保険料を納付したことも考え難い。

さらに、申立人は、申立期間について納付したとする保険料額について記憶が無いとしているほか、申立期間の保険料の納付場所は、申立人が53年1月ごろ住民登録をしていた市ではなく、結婚前に住民登録をしていた市の市役所であったと主張しており、不自然な点も見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から54年12月まで

私は、申立期間において国民年金に任意加入しており、金融機関の窓口で保険料を納付していたことを記憶している。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月の会社退職後、国民年金に任意加入し、納付書により3か月ごとに国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の資格を取得した日として55年1月29日と記載されており、申立期間当時、国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無いほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月ごろに払い出されたとみられ、別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、同年1月に初めて国民年金の加入手続を行い、同年4月に手帳が交付されたものと推測できる。このことから、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、申立人が主張するように保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入となる期間については、遡及して国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料をさかのぼって納付することもできなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況を明確には記憶しておらず、申立期間に納付したとする保険料額（月額約1万3,000円）も当時の実際の保険料額とは大きく乖離している。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連

資料（源泉徴収票、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月ごろから同年 11 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間は B グループの A 事業所内の売店で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が「自分と同様の立場で勤務していた。」と記憶する者は、オンライン記録によると、A 事業所において厚生年金保険被保険者として確認することができなかった。

また、申立人が「自分の上司であった。」と記憶する者は、「A 事業所内売店は B グループ内 D 組合で運営していた。同組合では、パート社員を準社員とみなした場合、C 事業所（現在の E 事業所）で厚生年金保険に加入させていたが、A 事業所内売店で勤務するパート社員は、通常、準社員としてみなしていないため、厚生年金保険に加入させていないと思う。」と述べているところ、申立人は、「パート社員として認識し、A 事業所内売店で勤務していた。」と述べている。

さらに、申立期間において雇用保険の加入記録について確認できない。

加えて、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間に国民年金に任意加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 31 日から 64 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。自分は正社員であり、昭和 63 年 12 月 31 日まで、A事業所に在籍していたと認識していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA事業所での厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 63 年 12 月 31 日であることが確認できるところ、当該記録は、申立人の雇用保険の被保険者記録と一致している。

また、A事業所の事業主は、「申立人は、申立期間勤務していない。」と回答しており、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は、上述の回答どおりの届出を行ったことが確認できる。

さらに、A事業所から提出された貸金台帳の写しから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

加えて、A事業所で、各月の末日の数日前又は月途中で被保険者資格を喪失している者が複数見受けられる上、当該同僚のうち連絡がとれた者は、「保険料が1月分安くなるとの話があり、退職月が被保険者になっていないことは承知している。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 1 日から同年 6 月 3 日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間について、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、昭和 61 年 6 月 3 日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料を有していないため、A事業所に照会したが、当該事業所は既に閉鎖されており、事業主とは連絡がとれないことから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

さらに、オンライン記録によると、事業主及び取締役である事業主の妻は、申立人と同様に昭和 61 年 6 月 3 日に厚生年金保険の被保険者になっており、申立期間においては、国民年金の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1352

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月ごろから 33 年 5 月ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所で請負の職人として勤務していたことは確かであり、厚生年金保険にも加入していたと考えるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元同僚の証言及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る資格取得日及び喪失日は、同じ日付である昭和 32 年 5 月 1 日と記載されていることが確認できる上、申立期間当時、被保険者となっていた者は、同年 10 月の定時決定による標準報酬等級が記載されているところ、申立人には当該記載が無いことから、資格の取得が取り消されたものと考えられる。

また、申立人が自分と同じ請負の職人だったとして氏名を挙げた元職人の中には、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できない者がおり、厚生年金保険の加入記録が確認できる元職人は、「当初、勤務していても健康保険及び厚生年金保険に加入していなかった。自分から会社にお問い合わせをして加入するようになった。」と証言している。

さらに、A事業所に照会したところ、「職人については、厚生年金保険への加入希望の有無を確認してから入れていたと思う。」と回答しており、当該事業所では、必ずしも職人全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがう

かがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から同年 12 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。申立期間において、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びA事業所から提出された人事記録により、申立人は、申立期間のうち、平成 8 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所の人事担当者は、「申立期間当時の厚生年金保険加入条件等について不明であるが、社会保険事務所の請求額と従業員の給与から控除した保険料は一致させていたので、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することはないと考える。」と回答している。

また、B市に照会したところ、申立人は申立期間について、国民健康保険被保険者資格を有しているとの回答を得た。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成 5 年 12 月 29 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、6 年 11 月から 9 年 2 月までの期間について、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

加えて、A事業所のオンライン記録において、平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 4 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年1月25日まで
② 昭和29年2月1日から32年7月9日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年7月9日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者6名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年8月3日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。